高知市立一ツ橋小学校　いじめ防止基本方針（改訂版）

平成 26 年　3 月 12 日策定
平成 26 年　9 月　1 日改訂
平成 30 年 12 月 25 日改訂

１　はじめに

いじめ防止対策推進法（以下「対策法」という）の第１３条により、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。「いじめ」とは、「対策法」第２条にあるように、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと捉える。

言うまでもなくいじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめから児童を救うためには、周囲の大人（教職員、保護者、地域住民）が「いじめは絶対許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも起こりうることである」という意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

（１）　学校の現状と課題

本校には、明るく素直で何事にもチャレンジしようとする児童が多く、人の話を聞き、自分の意見を述べようとすることができる。また、上級生は下級生を大切にするといった様子もみられる。児童の心の拠り所となる家庭も、学校教育に対しては協力的であり、学校と家庭が連携して子どもの健全な成長を担っていくという姿勢が見られる。

しかし、児童の成長過程における自己中心的な言動や子ども同士のトラブルは日常の学校生活の中で発生している。それぞれの課題の解決にあたっては、校内支援会等で教員全体が共通理解を図り、保護者や関係機関とも連携しながら当該児童に対する適切な指導、助言を行わなければならない。

（２）　学校の基本的な認識

いじめは、多くの子どもが生活している学校では起こりうるものという共通認識にたち、いじめを見逃さない、許さないという鋭い人権感覚を持ち、組織的に子どもたちの指導にあたる。また、家庭との連携を密に行うことも重要な要素であることも確認をしている。

（３）　いじめ防止等に向かう学校の姿勢

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ことと捉え、根本的な問題克服のためには、全児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。すべての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う人間関係を構築できる社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるために教職員や関係者が一体となった継続的な取組を進めなければならない。

①　いじめの防止

○　いじめなど不合理を許さない、見逃さない学級づくりに努める。（心を育てる学習）
○　教職員が共通認識を持ち、学習規律・生活規律の定着を図る。（協同、系統的な指導）
○　分かる、できることが実感できる授業づくりに努める。（魅力ある学習）
○　保護者、地域への情報発信を積極的に行い、学校の取り組みへの理解と協力を要請する。
○　人権感覚を身につけるための研修に参加する。校内研修を計画的に行う。

② いじめの早期発見（いじめへの迅速な対応を可能にする）

○ いじめは、大人の目につきにくい場所や時間帯で行われたり、けんかや遊び、ふざけ合いを装って行われたりするということに留意し、児童の行動や背景を十分に観察・調査する。

○ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって早い段階から関わりを持ち、状況を見過ごすことのないようにする。

○ いじめの早期発見のために、定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を整備する。

○ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ・不登校対策委員会」を通じて、学校組織（チーム学校）として行うこととする。

○ 地域や家庭とも連携し、児童の学校外での様子をつかむ手立てを講じる。

③ いじめへの対処（いじめがあることを確認した場合）

○ いじめを受けた児童及びそれを知らせた児童の安全確保を最優先し、当該児童及びその保護者に安心感を与える。（緊急避難）

○ いじめをしたとされる児童から事情を確認する（事実確認）

○ 家庭や関係機関への報告・連絡・相談を行い、事案によっては関係機関との適切な連携を図る。

○ 学校における相談支援体制の整備を充実する。（組織的な対応）

２ いじめを未然に防止するための具体的な取組

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、いじめに向かわせないための未然防止策に全職員が当たることが重要である。いじめの発生を防ぐために、次に掲げる事項について取り組んでいくものとする。

（１） いじめについての教職員の共通理解

① 教職員自身の人権感覚を養うための研修を実施する。

② 学級において日常的にいじめの問題を取り上げるなど、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を醸成する。

③ 「対策法」第２条「いじめの定義」に基づき、「どんな行為がいじめに当たるのか」を具体的に認識できるようにする。

（２） 心を耕す教育の展開

① 特別活動や道徳教育、人権教育、体験活動など、児童の社会性を育む教育を推進する。

② 読書活動や話し合い活動の充実を通じて、互いの気持ちを共感的に理解できる豊かな心情や互いの人格を尊重する態度を培う。

③ 他者との円滑なコミュニケーションをできる能力を育てる。

（３） いじめを生じさせない「温かい学級づくり」の推進（自己有用感や自尊感情の醸成）

① 児童一人ひとりに居場所（活躍の場）がある集団づくり・学級づくりを行う。

② 日々の日記等から個々の児童の友人関係や心情の変化をつかみ、自己のストレスを適切に対処・解消することのできる力を育む。

③ 「いじめられる側に原因がある」といった誤った認識や発言が生じない適切な指導を行う。

④ 「発達障害」等についての正しい理解のうえで、児童の適切な指導に当たる。

（４） 日々の授業改善

① 児童が主体的・対話的な学びの中で「分かった、できた」という達成感が味わえる学習を展開し、自己肯定感の醸成に努める。（ストレスの軽減）

② 学習に体験活動、話し合い活動（聞く、話す）を組み込み、児童の相互理解をより深める。

（５） 児童の主体的ないじめ防止活動の推進

① 児童会等のいじめに関する取り組みを支援する。（例：いじめ防止啓発ポスターの作成等）

② いじめが及ぼす深刻な心身への影響や、「いじめられる側にも問題がある」、「大人に言いあげることは卑怯なこと」、「傍観者には問題はない」といった誤った考え方の是正に関する指導を行う。

３ いじめの「早期発見」「早期解決」に向けての取組

（１） いじめの早期発見

① 定期的なアンケート調査や日々の連絡帳等から児童の変化をつかみ、いじめ等の問題の実態把握を行う。また、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

② 養護教諭や学校カウンセラーなど担任以外への相談がしやすい環境を整備する。

③ 児童や保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる支援体制を整備する。教育相談等で得られた個人情報については、管理職の監督のもとで厳正に管理する。

④ 具体的な児童支援のＰＤＣＡサイクルにおいて、児童や保護者の悩みがきちんと受け止められ、効果的な問題解消につながっているどうか定期的に点検する。

⑤ 日常から児童の休み時間や放課後の過ごし方に気を配り、通常の会話や日記、作文などを活用して児童の状況を的確に把握する。

（２） いじめの早期解決への取り組み

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

○ いじめと疑われる行為を発見したときは、その場でその行為を止める。また、ささいな兆候であってもいじめの疑いがある行為に対しては早期に対応し、いじめられた児童やいじめを通報した児童の安全を確保する。

○ 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった時は、真摯に受け止め「いじめ・不登校対策委員会」に報告し情報を共有する。その後、速やかに関係児童から事情を聞き取るなど、事実の確認を行う。

○ いじめ事案の内容に応じて、校長は学校設置者（教育委員会）に報告し、被害、加害児童の保護者に連絡する。

○ いじめが児童の生命、身体、財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し援助を求める。

○ 学校や学校設置者が、いじめの加害児童に対して必要な教育上の指導を行ったにもかかわらず十分な効果が上がらず、被害児童や学校教育に重大な影響を及ぼすと認められる時は、警察等の関係機関と密接に連携しながら課題解決を図るものとする。

② いじめの被害児童及びその保護者への支援（プライバシーの保護等）

○ いじめられている児童に「非はない」ことを明確に伝え、自尊感情を高めるように留意しながら、いじめられた児童から事実関係の聞き取りを行う。保護者に対しては、家庭訪問して事実関係を速やかに伝える。

○ いじめられた児童とその保護者に対して「徹底して守り通す」ことを伝え不安を取り除き、

複数の教員による安全確保の体制をつくる。

○　いじめられた児童にとって信頼できる人（友人、家族、教職員等）と連携して、児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、状況に応じて、スクールカウンセラー、教員・警察官ＯＢの協力を得るようにする。

○　いじめた児童に対し別室指導を行うなど、いじめられた児童が安心して学習できるような環境を整備する。

○　いじめが解決したと思われる場合でも、児童観察を継続し、適切な支援を行う。

③　いじめた児童への指導及び保護者への助言

○　いじめたとされる児童から事実関係の聴取を行い、確認がされた場合、複数の教職員が連携して組織的にいじめを止めさせその再発の防止に努める。状況に応じてスクールカウンセラー、教員・警察官ＯＢの協力や助言を得るようにする。

○　いじめを確認した場合は、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解と納得を得た上で、以後の対応が適切に行えるよう協力を求める。また、保護者に対する継続的支援を行う。

○　いじめを行った児童に対しては、いじめが相手の人格を傷つけ、生命や身体、財産を脅かす卑劣な行為であることを理解させ、自分の行為に対する責任を自覚させるとともに、いじめの背景となった自身の抱える問題の解決を図り、健全な人格の形成を促すものとする。

○　いじめの状況に応じて、加害児童に孤立感や疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもとに、特別な指導計画による毅然とした対応（出席停止措置や警察との連携等）を行う。

○　教育上必要と認める場合には、学校教育法第１１条の規定に基づき、適切に児童に対して懲戒を加えるものとする。その際、いじめた児童が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるように配慮する。

④　いじめ事案に関連した集団への働きかけ

○　いじめを見ていた児童に対しては、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやし立てるなど同調していた児童に対しては、いじめの行為に加担することと同等である卑劣な行為であることを理解させる。

○　学級や学年全体で話し合うなど、「いじめが決して許されない行為であり根絶しよう」という強い意志を周知し、すべての児童がお互いを認め尊重しあう人間関係を構築できる集団づくりを進めるものとする。

○　いじめの解決は、加害児童が被害児童に謝罪すれば良いのではなく、双方や周囲との人間関係が好ましいものとなるようにしていかなければならない。また、そのような集団づくりを進めなくてはならない。

⑤　ネット上のいじめへの対応

○　インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、「被害児童に深刻な心の傷を与える行為」であることを理解させるとともに、インターネット上のいじめ行為を防止するための「情報モラル教育」の充実を図る。

○　インターネット上に不適切な書き込み等を発見した場合は、直ちに削除の措置を取るとともに、名誉毀損やプライバシーの侵害があった場合は、ネットの管理者に対して速やかに削除の措置を講じる。措置に応じては、関係機関（警察、法務局など）の協力を求める。

○　児童の生命、身体、財産に重大な被害が生じる場合には、直ちに警察に協力を求め適切な処理を行う。また、児童が一人で悩みを抱え込まないように相談・対応機関の紹介を行う。

○　携帯電話やパソコン、ゲーム機等のインターネットやＳＮＳの使用については、保護者に危険性を十分周知したうえで、それらの機器の使用に関する制限や約束をすることを要請する。

4　いじめ問題に取り組むための校内組織（「いじめ・不登校対策委員会)」の設置

対策法 22 条の規定によって、本校におけるいじめ防止等に関する有効な対応を図るために、本校の教職員、専門的な知識を有する者、その他関係者により構成された「いじめ・不登校対策委員会」を設置する

（1）　組織の基本構成員

本組織の構成は、学校長（委員長)、教頭（副委員長)、教務主任、人権教育主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、当該学級担任、関係教員とする。いじめの重大事案に際しては、スクールカウンセラー（学校カウンセラー)、スクールソーシャルワーカー、ＰＴＡ会長、地域代表者、有識者、弁護士等を外部委員として学校長が会議への参加依頼を行う。

（2）　組織の役割

①　本基本方針に基づく取り組みや具体的な年間計画の作成に参画する。なお、学校長の判断により保護者や児童の代表、地域住民等に協力の依頼する場合がある。

②　学校で定めた基本方針やいじめ防止の取り組みが計画通りに進んでいるかどうかを検証し、必要に応じて取り組みの見直しや変更を行う。

③　いじめ事案の事実確認及び早期解決に向けての組織的対応を行う。

④　いじめに関する相談や情報を収集・整理し、迅速に問題解決に当たる。その際、児童及び教職員、保護者等からの報告、連絡、相談の第一報は、教頭が窓口を務める。

⑤　情報の記録・管理の責任者を教頭とし、集められた情報は、「個人情報保護」の観点から教頭が適切に整理・保管する。

⑥　教育委員会の判断等により学校が重大事態の調査を行う場合は、本組織を母体として事案の性質に応じて専門家を加えるなどの適切な対応を行う。

（3）機能的な組織運営

本組織が機能的に運営されるためには、日頃から教職員が「スピード感」を持って組織運営を行うことが重要となる。

①　いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立するようにする。「いじめ・不登校対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。

②　児童及び保護者に相談窓口と相談方法について周知し、受理した相談や情報は可能な限り迅速に「いじめ・不登校対策委員会」で集約する。

③　いじめ事案に早急に対応できるよう、職員会議や校内研修などの機会を通して日頃から対応方法等について全教職員で共通理解を深める。

④　必要に応じて学校外部の専門家から、より実効的ないじめの問題解決についての助言等を受け、解決を図るための方法等を確認しておく。

⑤　教職員が児童と直接向き合い、いじめの防止等に取り組んでいくための分掌事務の適切な配分を行い、特定の職員に過度の負担がかからないような体制を整える。

⑥　組織的にいじめの防止・早期発見等に取り組んでいるかどうかの検証を行い、常に対応策の見直し・改善を図る。

6　重大事態への対応

対策法第28条の規定により、学校の設置者又は学校は、次に掲げる事態（重大事態）に対処し、また、同様の重大事態の防止を行うため、速やかに学校の設置者（設置する学校）は組織を設け、質問票の使用そのほか適切な方法により、重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

①　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 ②　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

本校において重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行うための組織を以下の通り置くものとする。

（1）　調査の実施主体

学校における重大事案の調査は、「いじめ・不登校対策委員会」が主体となって実施する。

（2）　調査の内容

①　重大事態の報告

○　重大事態が発生した疑いがあると認めた場合は、学校は直ちに学校の設置者に報告する。学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や調査組織等について判断する。

②　学校が主体となる調査

○　学校が主体となる調査の場合は、(1)の構成員を中心に、重大事態にかかる事実関係を明確にする。その際、当該調査の公平性、中立性を確保するよう十分留意する。

○　学校の調査は、民事、刑事上の責任追及等を目的とするものではなく、事実と向き合い、当該事態の対応や、同様の事態の発生防止のために行うものである。

○　重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われどのような状況であったのかなどの事実を明らかにする。また、いじめが生じた背景や児童の人間関係の問題点についても明らかにする。さらに、学校や教職員の対応について初期段階から時系列に整理して記録・保管する。

○　学校や学校の設置者に不都合なことがあっても事実を全て明らかにする。学校は、学校の設置者や関係機関等に対して資料を提供するとともに、調査結果を重んじ再発防止に取り組む。その際、事件の重大性を踏まえて設置者や関係機関との適切に連携する。

○　被害児童の声を十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員からも質問紙調査や聴き取りを行う。その際、被害児童や情報提供した児童を守ることを最優先する。

○　調査による事実関係の確認とともに、加害児童への指導を行いいじめ行為を止めさせる。また、被害児童の事情や心情を聴取し被害児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰の支援や学習支援等を行う。

○　児童の入院や死亡など、被害児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の意見や要望を十分に聴取し、当該事案の調査方法等に関する説明を行ったうえで、速やかに調査を実施する。その際、被害児童及び保護者の心情に十分配慮する。

③　その他の留意事項

○　学校における「いじめの事実確認のための措置」を講じた結果、重大事態であるという判断がなされた場合、対策法28条1項の「重大事態に係る事実関係を明らかにする調査」とし

てそれまでに実施した調査の再分析や新たな調査を行う。

○　学校調査においては、加害児童への「出席停止措置」や被害児童の「緊急避難措置のための転校」など、学校設置者の積極的な指導助言を受ける必要がある。

○　重大事案が発生した場合には、関係があった児童は深く傷つき、全校児童や保護者、地域社会にも不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評が流れたりする場合が想定されるので、十分に注意する必要がある。

○　学校及び学校の設置者は、児童や保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めなければならない。その際、予断のない一貫した情報発信や個人のプライバシーへの配慮に留意しなければならない。

④　調査結果の提供と報告

○　学校は学校の設置者と確認し合いながら、いじめの被害者やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査によって明らかとなった事実関係について、被害児童やその保護者に説明する必要がある。なお、情報の提供にあたっては、適切な方法で経過報告をする。

○　情報の提供にあたっては、児童や関係者の個人情報の保護に十分配慮して情報提供を行う。但し、個人情報を楯に保護者への説明を怠らないようにする。

○　質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、その旨を調査対象の在校生やその保護者に説明する等の措置を講じるものとする。

○　調査結果の説明を踏まえて、被害児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて地方公共団体の長等に提出する。

7　校内研修の充実

対策法第 18 条の規定により、いじめ防止等の対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止等のための教職員の資質向上に必要な措置を計画的に行うため、以下の内容を年間計画に位置づけ校内研修を行う。

①　学校いじめ防止基本方針および上位法等の理解
②　いじめの防止対策
③　いじめの早期発見の対策
④　いじめへの対処の対策
⑤　組織的体制の構築と機能的な対策
⑥　家庭や地域との連携
⑦　関係機関との連携

8　地域や家庭、関係機関との連携

対策法第 3、8、17、27 条の規定により、学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校の内外を問わずいじめ防止、早期発見に取り組むとともに、在籍している児童がいじめを受けていると思われる時は、以下の内容について適切かつ迅速に対応する。

① 基本方針を周知し、地域や保護者の理解を得ながら、地域や家庭に対しいじめ問題の重要性を広める。
② 家庭訪問や学校通信等を通じて家庭との緊密な連携を図る。
③ 学校、ＰＴＡ、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、「学校運営協議会」を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。
④ 学校警察連絡協議会での情報交換（情報共有）を通して、児童の現状と問題への対策について協議を行う。また、児童を対象とした非行防止教室や情報モラル講習会を開催し、インターネットを利用したいじめの防止を図る。さらに、学校安全指導員や警察官ＯＢなどの効果的な連携を図る。
⑤ いじめ事案の状況に応じて、児童相談所や福祉部局等との合同サポート会議を開催するなど円滑な連携を図るようにしておく。
⑥ 法務局や人権擁護委員等と連携し、相談窓口の周知や啓発活動を行う。

9 検証と評価

対策法第 34 条の規定により、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態把握や対策が適切に行われるよう、いじめの防止や早期発見、再発防止の取り組みについて適正に評価を行う。

特に、いじめ問題を取り扱う学校評価については、単にいじめの有無や件数のみを評価するのではなく、適切な実態把握や対応が促されるよう目標設定し、評価を行うものとする。また、その評価を固定化することなく、学校の実態に応じて柔軟に取組の改善を図るものとする。一方、いじめに対応する教員評価については、一元的にいじめの有無や件数で評価せず、児童理解の取り組みやいじめ事案への対応の仕方に着目して行うようにする。

① いじめの防止及びいじめの早期発見の取り組み状況
　○ 定期的な実態調査
　○ 学校の相談体制に関する児童保護者への周知　など
② いじめ事案への対応の取り組み状況
　○ いじめの訴えがあったときの事実確認と設置者への報告
　○ いじめの被害児童及びその保護者への支援
　○ いじめの加害児童及びその保護者への指導・支援　など
③ いじめの組織的体制づくりと機能的な取り組みの状況
　○ 「いじめ・不登校対策委員会」の活動状況
　○ 教職員の組織的な対応状況
　○ 重大事案の場合の関係機関との連携
　○ 家庭や地域、関係機関との連携